

飯能市多世代同居・近居住宅取得事業補助金



飯能市では、住宅環境の向上、定住促進、市内経済の活性化、若い世代の飯能暮らし応援等のため、多世代型住宅取得費の一部を補助します。また空き家を有効に活用するため、空き家バンク制度を利用された方に補助金を加算します。

「三世代以上の同居・近居」（詳細は下記参照）となる場合については、補助金を加算します。

補助額最大 **50** 万円



1 補助対象住宅 下記の条件のいずれにも該当する飯能市内の住宅で、市外から転入した世帯が居住する住宅又はマンション

- ① 住宅の所有者又はその直系親族が居住する住宅又はマンション
- ② 多世代世帯として同居・近居を予定している住宅又はマンション

2 補助金額

- ① 補助対象住宅取得費の**10%**
- ② 補助限度額
 - ・ 新築住宅で**市内事業者施工**の場合 **40万円**
 - ・ " で**市外事業者施工**の場合 **10万円**
 - ・ 建売住宅・中古住宅の場合 **10万円**
- ③ 空き家バンク制度を利用して中古住宅を取得した場合、**一律10万円**を加算

【市内事業者とは】

- 1. 市内の個人事業主
 - 2. 市内に本店もしくは営業所等がある事業者（市に法人市民税の事業所の開設届を提出しているものに限りです。）
- ※書類一式（契約書・領収書等）が市内の事業所等から発行されることが条件となります。

④ 三世代以上の同居・近居となる場合、一律10万円を加算

【三世代以上の同居・近居】とは、以下の①及び②に当てはまる場合です。

- ① 中学生以下の方（申請時に出産予定の場合も含まれます）が構成員にいること。
- ② 三世代以上の直系親族（祖父母－父母－子など）が補助対象住宅に同居・近居すること。

3 申請できる方 下記の条件のいずれにも該当する方

- ① 住宅を取得するために工事請負（売買）契約を締結した方
- ② 市税（国民健康保険税を含む）に未納がない方

※原則として申請年度内に転入予定者が転入し、補助対象住宅の保存登記を完了させることが条件です。

4 申請の手続き等

- ① 新築住宅（建替含む）の場合は**転入前かつ着工前**に、建売住宅・中古住宅の場合は**転入前**に申請書及び添付書類をご提出ください。
- ② 書類の提出は事業者の方でも可能です。
- ③ 申請後に事業費を増額することはできませんのでご注意ください。

5 手続きの流れ（提出書類の詳細は、3ページをご覧ください）

1 申請

<新築住宅の場合>

書類 (A) を**転入前かつ着工前**に提出します。

<建売住宅・中古住宅場合>

書類 (A) を**転入前**に提出します。

2 交付決定

交付申請書の審査の結果、適当と認められる場合は交付額を決定し、「飯能市多世代同居・近居取得事業補助金交付決定通知書」を送付します。

3 工事着手

申請時の内容に変更が生じた場合又は工事を中止しようとする場合は、変更等承認申請書（様式第3号）を必ず提出してください。変更により交付決定額が減額となることはありますが、増額にはなりません。

4 工事完了・実績報告

工事完了、市内へ転入後速やかに書類 (B) を提出してください。
提出期限：令和8年3月23日（月）

5 確定通知

工事完了後の実績報告書の受理後、必要に応じて現場確認を行います。審査の結果、適当と認められる場合は、補助金の交付額を確定し「飯能市多世代同居・近居取得事業補助金額確定通知書」（様式第6号）を送付します。

6 補助金受取

補助金額の確定通知が届いた後すみやかに書類 (C) を提出してください。その後、補助金を指定口座に振り込みます。（振入は請求書提出後概ね1カ月以内の予定です）

6 提出する書類

【A.申請】提出書類

①「飯能市多世代同居・近居取得事業補助金交付申請書」（様式第1号）

<新築住宅の場合>

- (1) 工事請負契約書（新築工事）の写し
- (2) 世帯主の市税に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等） ※飯能市外にお住まいの方は提出不要です。
- (3) 同居・近居予定者が直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書
- (4) 転入を予定している者の住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）

<建売住宅・中古住宅の場合>

- (1) 売買契約書（建売・中古）の写し
- (2) 世帯主の市税に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等） ※飯能市外にお住まいの方は提出不要です。
- (3) 同居・近居予定者が直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書
- (4) 転入を予定している者の住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）

<近居で申請する場合>

- (5) 近居の対象となる住宅の所在証明書等

<出生予定の子がいる場合>

- (6) 母子健康手帳の写し

<空き家バンク制度を利用する場合>

- (7) 制度を利用した旨を証する書類

【B. 工事完了・実績報告】提出書類

- ①飯能市多世代同居・近居取得事業補助金実績報告書（様式第5号）
- ②取得費用の支払いが確認できる書類
- ③取得した住宅に係る登記全部事項証明（保存登記完了後のもの）
- ④住宅の全体写真
【建築確認申請が必要な場合】
- ⑤検査済証の写し

【C 補助金受取】提出書類

- ①請求書（お振込先金融機関欄には申請者ご本人の名義をご記入ください）
- ②振込先口座の通帳のコピー（通帳見開きページなどに記載されている銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義の確認できる部分の写し）

お問い合わせ 飯能市都市計画課

☎：042-973-2268（直通）

✉：toshi@city.hanno.lg.jp